

諮問第 7 号

環境影響評価審査会

早期段階環境配慮書の審査について（諮問）

下記事業に係る環境影響評価に関する条例（平成 9 年条例第 6 号）に基づく早期段階環境配慮書について、環境の保全と創造の見地から意見をいただきたいので、同条例第 7 条の 4 第 2 項の規定により諮問します。

令和 6 年 5 月 8 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



記

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 1 事業の名称 | 姫路相生太陽光発電所 |
| 2 事業者 | AC12 合同会社
AC12 一般社団法人 職務執行者 中垣 光博 |
| 3 事業の種類 | 太陽電池発電所の新設 |
| 4 事業実施想定地域 | 相生市 |
| 5 事業の規模 | 面積 約 78ha |